

【現場責任者用】

身体拘束状況調査票Ⅱ(回答用紙)

相談内容コード	
事業所番号	

(問) 平成17年2月21日から27日の1週間の間に行われたすべての身体拘束事例について、別紙「記入要領」を参考に記入してください。

順位 年月 性別 入院 月数	要介護度	認知機能状 態自立度	日常生活 自立度	有り方 の状態	操作方法	身体拘束の行為種別 と状況	操作外 の状況と 状況の関係	操作への 時間と 時間	被験者の 現状と 状況の関係	施設の理 由等	拘束の可 能性	拘束日数 と期間	拘束場所
1 1 2 5月	自立・支・1・ 2・3・4・5	自立・I・II・III ・IV・M	自立・J・A ・B・C	0・1・2・3・ 4・5・6・7	1・2 3・4	1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16	1・2 2()	1() 2()	1・2・3・ 4・5	1・2	1・2・3・ 4・5・6・7	1・2・ 3・4・ 5・6	居室
2 1 2 6月	自立・支・1・ 2・3・4・5	自立・I・II・III ・IV・M	自立・J・A ・B・C	0・1・2・3・ 4・5・6・7	1・2 3・4	1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16	1・2 2()	1() 2()	1・2・3・ 4・5	1・2	1・2・3・ 4・5・6・7	1・2・ 3・4・ 5・6	居室
3 1 2 6月	自立・支・1・ 2・3・4・5	自立・I・II・III ・IV・M	自立・J・A ・B・C	0・1・2・3・ 4・5・6・7	1・2 3・4	1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16	1・2 2()	1() 2()	1・2・3・ 4・5	1・2	1・2・3・ 4・5・6・7	1・2・ 3・4・ 5・6	居室
4 1 2 6月	自立・支・1・ 2・3・4・5	自立・I・II・III ・IV・M	自立・J・A ・B・C	0・1・2・3・ 4・5・6・7	1・2 3・4	1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16	1・2 2()	1() 2()	1・2・3・ 4・5	1・2	1・2・3・ 4・5・6・7	1・2・ 3・4・ 5・6	居室
5 1 2 6月	自立・支・1・ 2・3・4・5	自立・I・II・III ・IV・M	自立・J・A ・B・C	0・1・2・3・ 4・5・6・7	1・2 3・4	1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16	1・2 2()	1() 2()	1・2・3・ 4・5	1・2	1・2・3・ 4・5・6・7	1・2・ 3・4・ 5・6	居室
6 1 2 6月	自立・支・1・ 2・3・4・5	自立・I・II・III ・IV・M	自立・J・A ・B・C	0・1・2・3・ 4・5・6・7	1・2 3・4	1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16	1・2 2()	1() 2()	1・2・3・ 4・5	1・2	1・2・3・ 4・5・6・7	1・2・ 3・4・ 5・6	居室
7 1 2 6月	自立・支・1・ 2・3・4・5	自立・I・II・III ・IV・M	自立・J・A ・B・C	0・1・2・3・ 4・5・6・7	1・2 3・4	1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16	1・2 2()	1() 2()	1・2・3・ 4・5	1・2	1・2・3・ 4・5・6・7	1・2・ 3・4・ 5・6	居室
8 1 2 6月	自立・支・1・ 2・3・4・5	自立・I・II・III ・IV・M	自立・J・A ・B・C	0・1・2・3・ 4・5・6・7	1・2 3・4	1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16	1・2 2()	1() 2()	1・2・3・ 4・5	1・2	1・2・3・ 4・5・6・7	1・2・ 3・4・ 5・6	居室
9 1 2 6月	自立・支・1・ 2・3・4・5	自立・I・II・III ・IV・M	自立・J・A ・B・C	0・1・2・3・ 4・5・6・7	1・2 3・4	1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16	1・2 2()	1() 2()	1・2・3・ 4・5	1・2	1・2・3・ 4・5・6・7	1・2・ 3・4・ 5・6	居室
10 1 2 6月	自立・支・1・ 2・3・4・5	自立・I・II・III ・IV・M	自立・J・A ・B・C	0・1・2・3・ 4・5・6・7	1・2 3・4	1・2・3・4・5・6・7・8・9 10・11・12・13・14・15・16	1・2 2()	1() 2()	1・2・3・ 4・5	1・2	1・2・3・ 4・5・6・7	1・2・ 3・4・ 5・6	居室

※ 手書きですが、適宜、用紙をコピーしてご記入下さい。

【現地責任用】

身体拘束状況調査票Ⅰの記入要領

- 1 記入者は、看護・介護現場において責任を負っている方にお願いします。
 2 回答者は、平成17年2月21日～27日の1週間にについて、作成してください。
 3 検査票の該当する事項に○を、又は必要事項を記入してください。
 4 身体拘束を行わなかった施設については、「事業所番号」、「施設種別」、「役職名」、「開設年度」のみを記入のうえ、返送してください。
 5 事業所番号 介護保険事業者として指定を受け、認定された事業所番号を記入してください。
 6 施設種別 1:介護老人福祉施設、2:介護老人保健施設、3:介護療養型医療施設
 7 住居名 1:看護師長等、2:介護士長等、3:その他(役職名を記入してください)
 8 性別 1:男性、2:女性
 9 入居月数 月数で記入してください。(例)2年2月の場合:26月
 10 認知症高齢者自立度 認知症高齢者自立度とは、「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」によるランクのことである。
 11 日常生活自立度 日常生活自立度とは、「障害老人の日常生活自立度(要たきり度)判定基準」によるランクのことである。
 12 特殊治療の有無 ○:なし、1:点滴、2:経管栄養(経腸)、3:経管栄養(その他)、5:中心静脈栄養、6:気管切開、7:その他
 13 介護方法 1:ドーピングル、2:尿管、3:おむつ、4:カテーテル等(該当しない場合は記入の必要なし)
 14 身体拘束の行為種別 下記の身体拘束の行為種別のうち、主たる(最も長く行った)拘束行為種別1つに○を記入してください。また、その他の拘束行為を行った場合は△を記入してください(その他の拘束行為は複数回答)
 1:歩行しないように、車いすや椅子をひも等で縛ること。
 2:転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること。
 3:自分で脱ぎられないように、ペッジを掛け(サイドレール)で留めること。
 4:点滅・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛ること。
 5:点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の橈側を制限するミトン型の手袋等をつけること。
 6:車いすやいすからはずらされたりしないように、腰ベルトをつけること。
 7:車いすやいすから立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯をつけること。
 8:車いすやいすからはずれたりしないように、車いすテープルをつけること。
 9:車いすやいすから立ち上がったりしないように、腰ベルトをつけること。
 10:車いすやいすから立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯をつけること。
 11:車いすやいすから立ち上がったりしないように、車いすテープルをつけること。
 12:立ち上がる能力のある人の立ち上がりを助けるよういそを使用すること。
 13:脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せること。
 14:他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛ること。

【現地責任用】

- 15:行動を落ちさせるために、向精神薬を過剰に服用されること。
 16:自分の意思で開けることのできない状態等に隔離すること。
 15 別外の原因との関係 別外の原因とは、緊急やむを得ない場合に例外的に身体拘束を行う場合の要件のことである(①初回性、②非持続性、③一時性の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の達成等の手続きが極めて頻繁に実施されているケースに限られること。)
 1:該当、2:非該当 主たる拘束行為を一番長く行った日の身体拘束(14で○をつけたもの)について記入してください。
 (参考) ①初回性: 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高く高いこと
 ②非持続性: 身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法がないこと
 ③一時性: 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
 16 時間 1:昼間()時間、2:夜間()時間 主たる拘束行為を一番長く行った日の身体拘束(14で○をつけたもの)について、時間数を記入してください。(小数点以下四捨五入) (夜間とは、夜間勤務時間帯のことである)
 17 家族への説明・報告 事前説明、3:事後報告、3:説明なし 主たる拘束行為を一番長く行った日の身体拘束(14で○をつけたもの)について記入してください。
 18 拘束の理由等 1:生じたが、人手があつたが、拘束は不適だった
 2:生じたが、人手があつたが、拘束以外の方法は実施しなかつた
 3:拘束は不適に感じたが、家族が強く希望した
 4:拘束は不適だったように思う
 (主たる拘束行為を一番長く行った日の身体拘束(14で○をつけたもの)について記入してください。)
 19 拘束停止の可逆性 1:停止はできる、2:停止はできない 主たる拘束行為を一番長く行った日の身体拘束(14で○をつけたもの)について記入してください。
 20 拘束日数 1:1日、2:2日、3:3日、4:4日、5:5日、6:6日、7:7日 調査期間のうち、身体拘束を行った総日数を記入してください。
 21 拘束時間帯 1:夜間、2:利用者の起床時、3:食事時間帯、4:夕方、5:休日等スタッフの人手が少ない時等、6:その他 (複数回答あり)

○ 身体拘束状況調査票Ⅱ(回答用紙)記入例

(例)Aさん(70歳、男性)の場合

- 主たる(最も長く行った)身体拘束の行為種別が「2」であり、その他の日々の状況に応じて「4」、「10」の拘束を行った場合。
- 主たる身体拘束行為「2」を最も長く行った日ににおいて、「2」の拘束行為を昼間5時間、夜間12時間行った場合。
- 調査期間(1週間)のうち、拘束行為「2」「4」「10」のいずれかの身体拘束を行った日数の総数が6日の場合。
- 調査期間(1週間)のうち、拘束行為「2」「4」「10」のいずれかの身体拘束を、夜間および食事時間帯に行った場合。

No.	年齢	性別	1(2) 2(4) 3(10)	身体拘束の行為種別	(2) 3(4) 4(10)	時間	(MD)	拘束日数	拘束時間
1	70	①	2	1(2) 3(A) 5・6・7・8・9 △10・11・12・13・14・15・16	1(5)	2(12)		1・2・3・4・5・6 7	①2・3・4・5・6

<p style="text-align: center;">【現場責任者用】</p> <h3>身体拘束状況調査票Ⅲ</h3> <p>【看護・介護現場に対するアンケート項目】</p> <p>記入者は、看護・介護現場において責任を担っている方にお願いします。 〔回答用紙〕の該当する箇所に〇を、または必要事項を記載してください。回答が不明な場合は空欄で結構です。)</p> <p>○ 事業所番号 介護保険事業者として指定を受け、設定された事業所番号を記入してください。</p> <p>○ 施設種別 1:介護老人福祉施設、2:介護老人保健施設、3:介護療養型医療施設 ○ 役職名 1:看護師長等、2:介護士長等、3:その他(役職名を記入してください) ○ 開設年度</p> <p>【身体拘束の実態について】</p> <p>問1 身体拘束をする(した)場合、身体拘束廃止委員会などに送る仕組みを設けていますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。また、「2」と回答された場合は、猪った割合(%)、小数点第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで計上)も記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 すべて詰ることとしている 2 必要に応じて詰ることとしている 3 そのような委員会は設けていない <p>問2 施設サービス計画の作成時に、身体拘束を禁めるリスクを検討する仕組みになっていますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。また、「3」と回答された場合は、具体的に記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 そのためのチェック項目を設け、カンファレンスなど創意工夫を行っている 2 そのための特別な取り組みはしていない 3 その他() <p>問3 身体拘束をする(した)場合、家族への説明をすることになっていますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家族へ説明し、同意書をいたぐら取扱いをしている 2 家族へ説明し、同意はいたぐら口頭了解を記録する取扱いをしている 3 家族へ説明はするが、報告的なものであり特に同意を求める趣旨ではない 4 特に説明する取扱いとはしていない <p>問4 身体拘束をする(した)場合の記録の取扱いはどのように行っていますか。該当する事項のすべてに〇を記入してください(複数回答あり)。また、「6」と回答された場合は、具体的に記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 カルテへ記載する 2 看護・介護記録へ記載する 3 身体拘束などのリスク管理専用の経過観察記録へ記載する 4 特に記載方法・内容について取扱いは決めてない 5 その他() <p>問5 入所者(利用者)本人又は家族から身体拘束に関する記録の開示請求があった場合は、問示していますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。また、「2」と回答された場合は、具体的な対応方法を記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">【現場責任者用】</p> <p>1 すべて開示している 2 個別に対応している 3 これまで請求を受けたことはないが、請求があれば開示する方針である 4 開示請求には応じない</p> <p>【身体拘束に関する基本方針】</p> <p>問6 身体拘束についての施設の対応方針はどのようにになっていますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。また、「5」と回答された場合は、具体的に記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一切行わない方針である 2 「緊急やむを得ない」場合に限り身体拘束廃止委員会に諮るなど、一定の手続き前提で認可している 3 「緊急やむを得ない」場合に限る方針であるが、判断は各自の担当者に委ねている 4 特に方針は掲げておらず、各自の担当者の判断で処理している実態にある 5 その他() <p>問7 身体拘束を行う場合の手続きを定めていますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定めている 2 一切行わないこととしているので定めていない 3 悪別ケースごとに協議して対応することとしているので定めていない 4 現場の判断に委ねているので特に定めたものはない <p>問8 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為のうち、過しそぎると考へている行為がありますか。該当する事項のすべてに〇を記入してください(複数回答あり)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 排泄しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること 2 着脱しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること 3 自分で脱りられないように、ベッドを抱き(サイドレール)で固むこと 4 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛ること 5 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしないように、手指の根元を剥離するミン型の手袋等をつけること 6 車いすやいすからずり落ちたりしないように、腰ベルトをつけること 7 車いすやいすからずり落ちたりしないように、Y字型拘束帯をつけること 8 車いすやいすから立ち上がりに難いように、車いすテーブルをつけること 9 車いすやいすから立ち上がったしないように、腰ベルトをつけること 10 車いすやいすから立ち上がったしないように、Y字型拘束帯をつけること 11 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用すること 12 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せること 13 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛ること 14 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること 15 自分の意思で開けることのできない居室等に居留すること <p>【身体拘束廃止の推進に伴う変化について】</p> <p>問9 身体拘束廃止に取り組んで、どれくらいになりますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。また、「6」と回答された場合は、その理由を記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1年未満 4 3年~4年 2 1年~2年 5 4年以上 3 2年~3年 6 取り組んでいない()
--	---

【現場責任者用】

※問9で「6」に回答された方は、問26以降の質問にお答えください。

- 問10 身体拘束廃止に向けて取り組んできた現在と取り組み以前とでは、どのような変化がありますか。
該当する事項に1つ〇を記入してください。また、「1」と回答された場合はその時期、「2~4」と回答された場合は取り組みはじめる直前と現在を比較して、拘束人数又は拘束率(%, 小数点第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで計上)も記入してください。
- 1 身体拘束を一切行わないこととした
 - 2 身体拘束を受けた入所者(利用者)数が少なくなった
 - 3 身体拘束の実感(拘束人致、又は拘束率)は変わらない
 - 4 身体拘束がより多く行われるようになってきた

- 問11 身体拘束廃止に取り組んでからの直接介護量について、どのように感じていますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。

- 1 減った
- 2 どちらかと言えば減った
- 3 増えた
- 4 どちらかと言えば増えた
- 5 変わらない

- 問12 身体拘束廃止の取り組みが進捗できた(できている)と思われる施設のみ記入してください。その要因について、該当する事項のすべてに〇を記入してください(複数回答あり)。また、「3」と回答された場合は責任を負うことを表明した役職名を、「12」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 管理者等幹部が指示・指導が厳しかったから
- 2 管理者等幹部が現場の取り組みを詳細に見てきたから
- 3 管理者等幹部が最終責任を負うことを表明してくれたから
- 4 看護・介護職のリーダーの指導力が高めていたから
- 5 看護・介護体制を強化してくれたから
- 6 初歩的で取り組む雰囲気が醸成できたから
- 7 研修等により知識、対応方法を身につけたから
- 8 身体拘束の弊害を改めて認識したから
- 9 常に身体拘束誘因の有無を念頭においてアセスメントし、サービス計画を検討するようになったから
- 10 身体拘束をする際にその理由を慎重に検討する仕組みが定着してきたから
- 11 収穫の理解を得ることができたから
- 12 その他()

- 問13 身体拘束廃止に取り組んでいるが、推進できない(できていない)と思われる施設のみ記入してください。その要因について、該当する事項のすべてに〇を記入してください(複数回答あり)。また、「8」と回答された場合は具体的に記入してください。

- 1 管理者等幹部の理解が得られないから
- 2 事故が起きたときに現場のみに責任を押しつけられる恐れがあるから
- 3 看護・介護体制の強化を図られず余裕がなかったから
- 4 管理者や職員に廃止しようという意欲がないから
- 5 入所者(利用者)の重度化が進み余裕がないから
- 6 研修を受けた者がいないから
- 7 どうしたらよいかわからないから
- 8 その他()

【現場責任者用】

問14 身体拘束廃止に取り組んでからの介護事故の状況はどうですか。取り組みはじめる直前と現在を比較して、該当する事項に1つ〇を記入の上、1:増加又は2:減少した割合(%, 小数点第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで計上)を記入してください。また、(6)については介護事故の種類も記入してください。

(1)転倒

- 1 増加した
- 2 減少した
- 3 変わらない

(2)転落・ずり落ち

- 1 増加した
- 2 減少した
- 3 変わらない

(3)誤嚥・窒息

- 1 増加した
- 2 減少した
- 3 変わらない

(4)点滴・経管チューブの自己抜去

- 1 増加した
- 2 減少した
- 3 変わらない

(5)骨折・強度打撲等

- 1 増加した
- 2 減少した
- 3 変わらない

(6)その他の介護事故

- 1 増加した
- 2 減少した
- 3 変わらない

問15 身体拘束廃止に取り組んでから、介護事故をめぐり入所者(利用者)や家族などからの苦情が増えましたか。取り組みはじめる直前と現在を比較して、該当する事項に1つ〇を記入の上、1:増加又は2:減少した割合(%, 小数点第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで計上)を記入してください。

- 1 増加した
- 2 減少した
- 3 変わらない

問16 身体拘束廃止に取り組んでから、介護事故に因りて損害賠償を求められた例はありますか。「1」または「2」のいずれかに〇を記入してください。また、「1」と回答された場合は、その対応方法について該当する事項のすべてに〇を記入し(複数回答あり)。その件数を記入してください。

1 賠償を求められたことがある

- 1-1 それに応じたことがある
- 1-2 求められたが応じなかった
- 1-3 現在訴争中である

2 賠償を求められたことはない

問17 身体拘束廃止に取り組んでからも、入所者(利用者)、または家族から拘束してほしいという申し出がありますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。

- 1 よくある
- 2 時々ある
- 3 ない

問18 問17で「1」又は「2」と回答された施設のみ記入してください。入所者(利用者)、または家族から拘束して欲しいという申し出があった場合、身体拘束を行うことによる弊害を説明していますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。

- 1 必要事項はすべて提示し、理解が得られるまで説明を行っている
- 2 必要事項は説明している
- 3 説明していない

【現場責任者用】

問19 身体拘束廃止の取り組み前後で、認入者自身の意識は変わりましたか。該当する事項に1つ〇を記入してください。また、「0」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 拘束する辛さから解放されて精神的に楽になった
- 2 拘束から解放されて明るくなった入所者(利用者)を見てさらに選択が向上した
- 3 特に何かが変わったとは思わない
- 4 神経を使い大変であるが、これからも廃止に向けた取り組みを継続するつもりである
- 5 事故防止に神経を使い大変つらいので、以前の方がよかつたと思っている
- 6 その他()

【身体拘束廃止への取組に関する評価について】

問20 身体拘束廃止に向けた貴施設の取り組みの現状についてどのように考えていますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。

- | | |
|--------|---------|
| 1 満足 | 3 やや不十分 |
| 2 やや満足 | 4 不十分 |

問21 身体拘束廃止に向けた貴施設の取り組みについて、今後の方針をどのように考えていますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。また、「4」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 当面、現状維持でよいと考えている
- 2 もう少し推進しなければならないと考えている
- 3 おおいに推進しなければならないと考えている
- 4 その他()

問22 身体拘束廃止に関する外部の講習・研修を受講した職員はいますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。また、(2)～(4)で「1」と回答された場合は、それぞれの受講した職員数及び割合(%、小数点第1位を四捨五入し、小数点以下第1位まで計上)を記入してください。

- (1)施設管理者
 - 1 受講したことがある
 - 2 受講したことない
- (2)看護・介護リーダー
 - 1 受講した者はいる
 - 2 受講した者はいない
- (3)看護職員
 - 1 受講した者はいる
 - 2 受講した者はいない
- (4)介護職員
 - 1 受講した者はいる
 - 2 受講した者はいない
- (5)記入者自身
 - 1 受講したことがある
 - 2 受講したことない

問23 貴施設では身体拘束廃止に関する勉強にどのように取り組んでいますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。また、「4」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 管理者等が率先して行っている
- 2 職員だけで毎月で行っている
- 3 ほとんど行っていない
- 4 その他()

【現場責任者用】

問24 貴施設では、身体拘束廃止のために参考となる資料などを活用されていますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。

- 1 「身体拘束ゼロへの手引き」などの資料やビデオを活用している
- 2 参考資料の入手もそれぞれの職員に委ねられている

問25 貴施設の身体拘束をしない介護方法の知識・技能の水準はどうですか。該当する事項に1つ〇を記入してください。

- 1 おおむね獲得している
- 2 やや不十分であり、不安である
- 3 かなり不十分であり、身体拘束廃止が推進できない

【都道府県の指導等について】

問26 身体拘束廃止相談窓口に相談したことがありますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。

- 1 相談したことがある
- 2 相談したことない

問27 問26で「1」と回答された施設のみ記入してください。身体拘束相談窓口への相談は、効果がありましたか。該当する事項に1つ〇を記入してください。

- 1 役に立った
- 2 少し役に立った
- 3 役に立たなかった

問28 問26で「2」と回答された施設のみ記入してください。身体拘束相談窓口に相談しなかった理由は何ですか。該当する事項に1つ〇を記入してください。また、「4」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 相談するような案件がなかったので相談したことない
- 2 相談窓口があることを知らなかった
- 3 施設が所在する都道府県には相談窓口が設置されていない
- 4 その他()

問29 都道府県等における実地指導時の身体拘束に関する調査・指導の状況はどうですか。該当する事項に1つ〇を記入してください。また、「5」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 本質を理解した質問とチェックが行われている
- 2 身体拘束に関して記録があるかどうかをチェックするのみ
- 3 血尿ケアや身体拘束の基本をどこまで理解しているか疑わしい
- 4 特に指導等はされたことがない
- 5 その他()

【要望・提言等】

問30 身体拘束廃止に関して、要望や提言がありましたら、記入してください。

<p style="text-align: center;">身体拘束状況調査票IV</p> <p>【施設管理者用】</p> <p>【施設管理者に対するアンケート】</p> <p>記入者は、施設管理者又はそれに準ずる役職の方にお願いします。 （「回答用紙」の該当する事項に○を、または必要事項を記入してください。回答が不明な場合は空欄で結構です。）</p> <p>○ 事業所番号 介護保険事業者として指定を受け、設定された事業所番号を記入してください。</p> <p>○ 施設種別 1:介護老人福祉施設、2:介護老人保健施設、3:介護療養型医療施設 ○ 投稿名 1:看護師長等、2:介護士長等、3:その他(投稿名を記入してください)</p> <p>○ 開設年度</p> <p>【身体拘束の実態について】</p> <p>問1 身体拘束についての施設の基本方針は、どのようにになっていますか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「○」と回答された場合は、具体的に記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一切行わない方針である 2 「緊急やむを得ない」場合に限り身体拘束禁止委員会に諮るなど、一定の手続きを前面に容認している 3 「緊急やむを得ない」場合に限り方針であるが、判断は個々の担当者に委ねている 4 特に方針は掲げておらず、個々の担当者の判断で処理している実態にある 5 その他() <p>問2 身体拘束状況調査票Ⅱで記入された身体拘束を行った事例のうち、「拘束の理由等」の欄で「3」「4」に○をついた入所者(利用者)がある施設のみ記入してください。この場合の改善方策として考えられるものについて、該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。また、「○」と回答された場合は、具体的に記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体拘束に代わる他の介護方法の情報を収集する 2 外別の専門家を招請して助言を求める 3 身体拘束に際する危険性の見極めが不十分だったので、アセスメントを工夫する 4 身体拘束の廃止を推進するための担当者を明確にして取り組みを強化する 5 看護員が身体拘束を行わない知識・技術の修得が不十分だったので研修を強化する 6 身体拘束に際する危険性が高い入所者(利用者)の際に照らして職員体制が弱体だったのでその強化を検討する 7 素いすやベッドの工夫、環境面の配慮を検討する 8 現段階では特に改善方策は考えていない 9 その他() <p>(参考)身体拘束状況調査票Ⅱ「拘束の理由等」の「3」「4」</p> <p>(3:拘束以外の方法は検討しなかった、4:拘束は不要に感じたが、次第が強く要望した、5:拘束は不用だったように思う)</p>	<p style="text-align: center;">【施設管理者用】</p> <p>【介護事故に対するリスクの予測・管理など】</p> <p>問3 貴施設ではリスクマネジメントの取り組みを行っていますか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「○」又は「○」と回答された場合は、取り組んでからの期間についても記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自ら行っている(行ってから 年経過) 2 担当者を決めて行なっている(行なってから 年経過) 3 特に行っていない 4 よくわからない <p>問4 問3で「○」又は「○」と回答された施設のみ記入してください。行っている「リスクマネジメントの具体的な取り組み」について該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。また、「○」と回答された場合は、具体的に記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 リスクマネジメント委員会等を設置している 2 ひやり・はっと報告の取り組みを行っている 3 予防マニュアル等を作成し分析を行い、対処方針を決めている 4 事故の対応のマニュアルを作成している 5 リスクマネジメントに関する研修を行っている 6 その他() <p>問5 問4で「○」と回答された施設のみ記入してください。取り組んでから何年になりますか。(取り組んでから 年経過)</p> <p>問6 ひやり・はっと報告や他の記録の分析をしてマネジメントに反映させていますか。該当する事項に1つ○を記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分析をして反映させている 2 分析はしているが反映まではできていない 3 分析していない <p>問7 過去1年以内に介護事故はありましたか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「○」と回答された場合は、その種類について該当する事項のすべてに○を記入の上、その件数も記入してください(複数回答あり)。</p> <p>なお、「○」と回答された場合は、具体的に事故の種類と件数を記入してください。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 あつた</td> <td style="width: 30%;">1-1 脳挫</td> <td style="width: 30%;">1-4 点滴・経管チューブの自己抜去</td> </tr> <tr> <td>1-2 転落・ずり落ち</td> <td>1-5 骨折・強度打撲等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-3 呼吸・窒息</td> <td>1-6 その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 なかつた</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>問8 入所者(利用者)の介護事故に対応するために損害賠償保険に加入していますか。該当する事項に1つ○を記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 加入している 2 加入していない <p>【身体拘束の予防について】</p> <p>問9 身体拘束を行うことによる弊害を認識していますか。該当する事項に1つ○を記入してください。また、「○」と回答された場合は、認識しているものについて該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。なお、「○～○」と回答された場合は、具体的に記入してください。</p>	1 あつた	1-1 脳挫	1-4 点滴・経管チューブの自己抜去	1-2 転落・ずり落ち	1-5 骨折・強度打撲等		1-3 呼吸・窒息	1-6 その他		2 なかつた		
1 あつた	1-1 脳挫	1-4 点滴・経管チューブの自己抜去											
1-2 転落・ずり落ち	1-5 骨折・強度打撲等												
1-3 呼吸・窒息	1-6 その他												
2 なかつた													

【施設管理者用】

問1 認識している

- 1-1 関節の拘縮、筋力の低下などの身体機能の低下
- 1-2 欲求の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下
- 1-3 動かさるために起る転倒・転落事故、窒息等の事故
- 1-4 精神的な苦痛を与えること及び人間としての尊厳を侵すこと
- 1-5 症状(認知症)の進行
- 1-6 家族に与える精神的苦痛
- 1-7 看護・介護職員の士気の低下
- 1-8 介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見
- 1-9 さらなる拘束を必要とする等の懸念
- 1-10 その他()
- 2 わからない

問10 下記の身体拘束禁止の対象となる具体的な行為について認識していますか。該当する事項すべてに○を記入してください(複数回答あり)。

- 1 排泄しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること
- 2 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること
- 3 自分で降りられないように、ベッドに体幹や四肢で団むこと
- 4 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛ること
- 5 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手首の機能を制限するミン型の手袋等をつけること
- 6 車いすやいすからずり落ちたりしないように、腰ベルトをつけること
- 7 車いすやいすからずり落ちたりしないように、Y字型拘束带来をつけること
- 8 車いすやいすから立ち上がりたくないのに、車いすテーブルをつけること
- 9 車いすやいすから立ち上がりたくないのに、腰ベルトをつけること
- 10 車いすやいすから立ち上がりたくないのに、Y字型拘束带来をつけること
- 11 車いすやいすから立ち上がりたくないのに、車いすテーブルをつけること
- 12 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるうまいを使用すること
- 13 服脱やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せること
- 14 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛ること
- 15 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること
- 16 自分の意思で開けることのできない居室等に閉錠すること

問11 緊急やむを得ない場合には、例外的に身体拘束を行う場合の要件についてはどのように思いますか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 紙団が挟まる
- 2 適切である
- 3 広すぎる
- 4 例外は認めるべきではない

(参考)緊急やむを得ない場合に、例外的に身体拘束を行う場合の要件「身体拘束ゼロへの手引き」
 ①追及性…利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる
 可能性が著しく高いこと
 ②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 ③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
 の3つの要件を満たし、かつ、これらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている
 ケースに限られること。

【施設管理者用】

問12 身体拘束に陥る危険性が高い入居者(利用者)を把握する仕組みがありますか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 ある
- 2 ない

問13 問12で「1」と回答された施設のみ記入してください。「把握する仕組み」とはどのようなものですか。該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。また、「4」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 施設内の身体拘束禁止委員会などの会議
- 2 施設サービス計画作成責任者を中心としたカンファレンスで合意
- 3 特別のアセスメントと特別のサービス計画を作成して重点観察
- 4 その他()

問14 身体拘束に陥る危険性が高い入居者(利用者)への介護のあり方を検討する仕組みがありますか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 ある
- 2 ない

問15 問14で「1」と回答された施設のみ記入してください。「検討する仕組み」とはどのようなものですか。該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。また、「6」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 施設内の身体拘束禁止委員会などの会議
- 2 施設サービス計画作成責任者を中心としたカンファレンスで合意
- 3 特別のアセスメントと特別のサービス計画を作成して重点観察
- 4 他の先駆的施設に助言を求める
- 5 都道府県の相談窓口に助言を求める
- 6 その他()

問16 身体拘束を行う場合の手続きを定めていますか。該当する事項に1つ○を記入してください。

- 1 定めている
- 2 一切行わないこととしているので定めていない
- 3 異別ケースごとに協議して対応することとしているので定めていない
- 4 現場の判断に委ねているので特に定めたものはない

問17 問16で「1」と回答された施設のみ記入してください。「定めている手続き」とはどのようなものですか。該当する事項のすべてに○を記入してください(複数回答あり)。また、「10」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 「緊急やむを得ない」場合のガイドライン
- 2 施設内の手続き
- 3 入所者(利用者)本人に対する手続き
- 4 家族に対する手続き
- 5 拘束終了見込み時期
- 6 カンファレンス
- 7 記録の作成及び保存
- 8 實質上の責任者を定め事前審査後の報告等
- 9 施設管理者等への説明
- 10 その他()

【施設管理者用】

問10 施設内に身体拘束を行わない旨のポスターや宣言文などを掲示していますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。

1 掲示している
2 掲示していない

【身体拘束廃止推進の取組について】(※平成12年3月以前に開設している施設におたずねします。)

問19 介護保険制度施行前と比べて、身体拘束廃止の取り組みは推進できたと思いますか。該当する事項に1つ〇を記入してください。

- 1 推進できた
2 推進できていない

問20 問19で「1」と回答された施設のみ記入してください。「推進できた」のは、どのような要因が効果をもたらしたとお考えですか。該当する事項のすべてに〇を記入してください(複数回答あり)。また、「13」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 施設管理者が廃止を明誓したこと(すべての責任は、施設管理者が持つ)
2 看護・介護職員の意識を変えたこと
3 施設内に身体拘束廃止委員会等を設置したこと
4 看護・介護職員の身体拘束をしない介護技術の向上を図ったこと
5 身体拘束廃止に関する施設内研修会を実施したこと
6 身体拘束廃止に関する施設外研修会に参加したこと
7 入所者(利用者)の家族に対して、身体拘束の弊害を説明し意喚を貰えたこと
8 施設・設備を整備し、事故が起きないような環境にしたこと
9 身体拘束廃止に関する先駆的な施設等の視察等を実施したこと
10 看護・介護職員の増員を図ったこと
11 第三者評議等外部の意見聴取を活用したこと
12 身体拘束に関する情報公開に関する規則を定め、実施していること
13 その他()

問21 問19で「2」と回答された施設のみ記入してください。「推進できていない」のは、どのような要因とお考えですか。該当する事項のすべてに〇を記入してください(複数回答あり)。また、「10」と回答された場合は、具体的に記入してください。

- 1 身体拘束の弊害は理解しているが、事故の発生が心配なこと
2 事故が発生した場合の損害賠償・家族の苦情が心配なこと
3 職員が不安(精神的負担)を感じているため
4 身体拘束を廃止するための介護の方法・技術がわからないため
5 管理者や職員に廃止しようという意欲が持たないこと
6 安全のため、家族が拘束を望んでいるため
7 身体拘束廃止に関する研修会に参加したことがないこと
8 事故が起きないような施設・設備の整備が遅れているため
9 職員体制の強化を図る余裕がないため
10 その他()

【要望・提言等】

問22 身体拘束廃止に関して、要望や提言がありましたら、記入してください。

**介護保険施設における身体拘束状況調査
【調査結果概要】**

平成 17 年 12 月

発 行 認知症介護研究・研修仙台センター
〒989-3201
仙台市青葉区国見ヶ丘 6 丁目 149-1
TEL (022) 303-7550
FAX (022) 303-7570

身体拘束廃止に向けての取組みについて

1 身体拘束ゼロ作戦の推進

(1) 趣 旨

- 介護保険法の施行に伴い、身体拘束が原則として禁止され、また、ゴールドプラン21においても、これを踏まえた質の高い介護サービスを実現することとされたが、その趣旨を徹底し、実効をあげていくためには、現場において身体拘束を廃止するための努力を重ねるとともに、それを関係者が支援していくことが重要。
- このため、身体拘束廃止を実現するための幅広い取組みを「身体拘束ゼロ作戦」としてとりまとめ、関係者の協力の下でこれを推進。

(2) 国の主な取組み

① 推進会議の開催

身体拘束ゼロ作戦を推進していくために、関係者をメンバーとする推進会議を開催し、身体拘束廃止に向けた幅広い意見・情報交換を行うとともに、種々の取組みを推進（平成12年6月、平成13年3月、12月の3回開催）。

② 「身体拘束ゼロへの手引き」の作成と普及

身体拘束廃止の趣旨、具体的なケアの工夫や実例などを盛り込んだ、介護現場用の手引きを作成し、その普及を図っている（平成13年3月末より配布）。

また、認知症介護研究・研修東京センターにおいて、「手引き」に基づいた啓発用のビデオを作成し、配布（平成14年7月）。

③ 身体拘束廃止を支えるハード面の改善

身体拘束廃止の実現を支えるためのハード面の改善を目的として、介護分野や福祉機器分野などの専門家からなる研究委員会を設置し、開発・普及に取り組んでいる（平成13年8月に報告書をとりまとめ配布）。

(3) 都道府県の主な取組み

※ 各都道府県の身体拘束廃止の取組を支援するため、国庫補助制度を創設（平成13年度～）。

① 身体拘束ゼロ作戦推進協議会の開催

身体拘束に関する相談を行うに当たり、関係機関との連絡調整及び相談機能の強化を図るため、関係者をメンバーとする推進協議会を開催（平成13年度～）。

② 身体拘束相談窓口の設置

都道府県の推進会議などに、介護の専門家が、介護担当者や利用者の相談に応じ、身体拘束を廃止していくためのケアの工夫等について具体的な助言・指導を行う、身体拘束相談窓口を設置（平成13年度～）。

③ 相談員養成研修事業の実施

介護相談員や在宅介護支援センターの職員などを対象として、身体拘束に関する基礎知識等の研修を行い、身体拘束廃止の助言・指導ができるような人材を養成（平成13年度～）。

④ 家族支援事業の実施

家族に対し、身体拘束の意義を理解させるための講習会を実施するとともに、住民の身体拘束に対する理解を深めるための説明会等を開催（平成14年度～）。

⑤ 推進員養成研修事業の実施

施設長、介護主任等、身体拘束廃止の取組みを施設内で指導的立場から推進することができる職員に対して、講義・演習・自施設実習を通じて、身体拘束廃止に関する実践的手法を習得し、現場レベルで取組みを行う人材を養成（平成17年度～）。

⑥ 看護職員研修事業の実施

○ 看護指導者養成研修

各都道府県において看護の指導的立場にある者を対象に、医療的な観点から身体拘束廃止の取組みを行うことができるよう、専

門的な知識・技術を修得し、各都道府県で実施される研修の企画
・立案への参画、又は講師となる人材の養成（平成17年度～）。

○ 実務看護職員研修

施設等の現場において、実際に身体拘束廃止を推進することができる看護職員（看護主任等の責任者クラス）を対象に、医療的な観点から身体拘束廃止の取組みを行うための実践的な知識・技術を修得（平成17年度～）。

2 身体拘束廃止に向けた取組みに係る運営基準等の改正

（1）運営基準等の改正

平成12年の介護保険法の施行当初より、介護保険施設等の運営基準において、入所者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない旨を規定していたところ。

身体拘束廃止に向けて更なる取組を促すため、以下のように運営基準等を改正（平成15年4月1日より施行）。

○ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の義務を、運営基準上に明記。

- ・ その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。
- ・ 当該記録を2年間保存。

○ 解釈通知上に、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きについて、運営規程に記載することが望ましい旨を、新たに規定。

（2）介護保険施設等の指導監査

施設等の指導監査における着眼点において、身体拘束に係る事項を明記し、都道府県の指導監査を通じ、身体拘束の廃止に努めている。

身体拘束ゼロへの取り組み

国

身体拘束廃止ゼロ推進会議 → 「身体拘束ゼロへの手引き」の作成・配布
(平成13年)

都道府県

推進体制の整備 → 推進協議会の設置(平成13年～)
相談窓口の設置(平成13年～)
研修事業等の実施(平成13年～)
市町村への指導・助言等

市町村

相談窓口の設置(平成18年度～ 予定)

施設

- ・施設の運営基準において原則身体拘束禁止を規定 (平成12年～)
- ・施設長 → 研修の受講 (平成17年度～)
- ・看護職員 → 研修の受講 (平成17年度～)

在宅

- ・介護相談員等への研修
- ・理解普及のための研修や講習会の開催 (平成13年度～)